

中部運輸局海事振興部

平成 30 年 3 月 6 日

船員に関する特定最低賃金の改正について

～中部運輸局長権限 4 業種すべてアップ～

中部運輸局は、管内の 4 業種（内航鋼船運航業及び木船運航業、海上旅客運送業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）の船員に係る最低賃金を改正し、4 月 5 日（木）から発効することとしました。

船員の最低賃金については、海上労働の特殊性を考慮し、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、当該の最低賃金の改正については、国土交通省が管轄しております。

国土交通大臣権限に係る最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長権限に係る最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問され、当該審議会からの答申を受けて改正が行われます。

中部運輸局においては、船員に関する特定最低賃金（中部内航鋼船運航業及び木船運航業、中部海上旅客運送業、中部漁業（沖合底びき網）及び中部漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について、昨年 9 月 4 日に中部地方交通審議会（会長 黒田達朗）に対し諮問を行い、12 月 26 日に中部地方交通審議会から 4 業種すべて引き上げを内容とする答申が出されました。

これを受け、中部運輸局では答申とおり改正することを決定し、4 月 5 日から下記のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。

（すべて月額）

| 業種別 | 職種等 | 最低賃金額 (4 月 5 日～) | 改正前の額 |
|--------------------------|----------------|---------------------|-----------|
| 中部内航鋼船運航業 及び 木船運航業 | 職員 | 247,500 円 | 246,400 円 |
| | 若年職員 | 231,050 円 | 229,950 円 |
| | 部員 | 188,900 円 | 187,800 円 |
| | 部員（海上履歴 3 年未満） | 179,600 円 | 178,500 円 |
| 中部海上旅客運送業 | 職員 | 243,700 円 | 242,650 円 |
| | 部員 | 180,900 円 | 179,850 円 |
| 中部漁業（沖合底びき網） | 1 人歩船員 | 200,000 円 | 199,300 円 |
| 中部漁業（大中型まき網） | 1 人歩船員 | 199,950 円 | 199,100 円 |

※詳細な適用範囲等につきましては、裏面をご参照願います。

（問い合わせ先）

国土交通省中部運輸局海事振興部 担当：小倉・浦野

電話：052-952-8028

（配布先）東海交通研究会、名古屋港記者クラブ、静岡市政・経済記者クラブ、下田記者クラブ、

四日市市政記者クラブ、鳥羽志摩記者クラブ、敦賀市役所記者クラブ

(注)

1. 若年職員とは、船舶職員養成施設のうち、特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者をいう。
2. 1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定にあたって基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。
3. 4業種に適用する使用者及び適用する船舶の範囲（適用地域：中部運輸局管内）
 - (1) 中部内航鋼船運航業及び木船運航業
国内の各港間のみを航行する船舶のうち、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、木船の船舶所有者
 - (2) 中部海上旅客運送業
旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶及び100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最大速力で、2時間以内に往復できる区域内に限定されている船舶の船舶所有者
 - (3) 中部漁業（沖合底びき網）
沖合底びき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者
 - (4) 中部漁業（大中型まき網）
大中型まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者